

工事仕様書

- 1 工事件名 沖縄県保健医療福祉事業団受水槽取替工事
- 2 発注者 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
- 3 工事場所 沖縄県浦添市沢岬 2-23-1
- 4 工事期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日
- 5 支払方法 施工完了後一括支払い
- 6 工事内容

本工事は、老朽化した既設受水槽設備の撤去及び新規受水槽設備の設置を以下のとおり行う。

(1) 受水槽設置工事（別紙図面M-5 及びM-6 参照）

- 1 階受水槽室の屋内に新設する受水槽（1 基）は以下のとおりとする。
三菱ケミカルインフラテック株式会社ヒシタンク G F 型
F R P 製パネルタンク（二層式単板構造）
容量：5.0m×8.0m×2.5mH=100 m³（t）、水平震度：K h=1.0G
仕様：マンホール 600φ×4、内はしご×4、外はしご（溶融亜鉛めっき品）×4、入水口（20A×2、80A×2）、出水口（80A×2）、溢水口（100A×2）、排水口（50A×2）、通気口（100A×4）、電極取付用座×2、仕切版×1、連通口（100A×2）、チャンネルベース架台（溶融亜鉛めっき品）及びアンカーボルト（ケミカルアンカー）一式
※新設受水槽の詳細は別紙新設受水槽詳細図を参照すること。
- タンク外観色はアイボリーとする。（マンセル 2.5Y9/2）
- パネル締結用ボルトは SS 溶融亜鉛めっき仕様とする。（気相部は樹脂ライニングボルト・ナット品とする。）
- 新設受水槽に付随する配管工事及び配管塗装（タンク文字共）一式を含むこと。
- 新設受水槽設置完了後、各種機能が正常に作動するよう必要な試験を行うこと。
- 新設完了後、受水槽の清掃及び消毒、水質調査、漏水検査を実施すること。
- 既設屋内受水槽を撤去後、既設コンクリート基礎を使用し、本受水槽を設置すること。

- 既設の揚水ポンプ 2 基はそのまま使用すること。

(2) 受水槽撤去工事（別紙図面M－7 及びM－8 参照）

- 既設の屋内受水槽（F R P 製パネルタンク 125 t、昭和 56 年設置）1 基及び屋外受水槽（F R P 製パネルタンク 125 t、昭和 61 年設置）1 基、付随するチャンネルベースや配管類を撤去し、廃棄処理を行うこと。
- 既設の揚水ポンプ 2 基及びコンクリート基礎、一部配管類は残置し、再利用すること。
- 屋内受水槽の撤去前に、屋外受水槽を仮設受水槽として使用することができるよう準備しておくこと。既設給水引込管及び揚水ポンプとの接続を屋内受水槽から屋外受水槽へと切替え、屋外受水槽から直接施設側への給水を開始できるようにすること。なお、屋外受水槽は、清掃及び消毒（水質調査共）を行ったうえで、稼働を開始すること。
- 屋外受水槽から施設側へ支障なく給水が可能となったことを確認後、屋内受水槽の撤去を開始すること。

(3) 硬水軟化装置撤去工事（別紙図面M－7 参照）

- 既設の硬水軟化装置一式（軟水器、鋼板製タンク、FRP 計量槽、ポンプ含む）を撤去し、廃棄処理を行うこと。

(4) 電気・計装工事（別紙図面E－1 及びE－2 参照）

- 既設受水槽及び硬水軟化装置に付随する電気・計装設備の撤去及び廃棄処分を行うこと。
- 新設する屋内受水槽に付随する電気・計装設備の設置を行うこと。なお、新設設備には以下のものを含むこと。
 - ①電極保持器（54 型 3 P × 2、54 型 4 P × 2）
 - ②電極棒（3 P 用 × 2、4 P 用 × 2）
 - ③電極切替盤 × 2
 - ④電動二方弁装置（20 A） × 2

(5) 既設フェンス撤去工事（別紙図面M－8 及びM－9 参照）

- 屋外受水槽周りの既設フェンス及びL型アングル、支柱、取付金具を撤去し、廃棄処分とする。

- 屋外受水槽背面（沢岨団地側）のフェンス及び支柱、補強アングルは残置すること。
- 既設コンクリート基礎及び壁は残置すること。

（６）仮設足場設置工事（別紙図面M-10 参照）

- 高所作業及び既設配管・設備の保護のための仮設足場の設置及び撤去
- 養生シート（メッシュシート）等の取り付け及び撤去（処分費用含む）
- 仮設資材の搬入及び搬出に係る運搬

7 留意事項

- 本工事に必要な光熱費に要する手続きや手配は請負者で行うものとし、その費用は請負者負担とする。
- 撤去材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- 業務工程に関しては、施設の運営や一般業務に支障がないよう、発注者は事業団及びジスタス浦添と協議を行い、工程作成や業務の遂行を行うこと。
- 以下のジスタス施設営業時間を考慮した作業内容及び工事工程とすること。
 - ＜平 日＞午前 9 時から午後 11 時まで
 - ＜土日祝＞午前 9 時から午後 10 時まで
 - ※休館日 毎月第 2 及び第 4 月曜日（当該日が祝日にあたる場合はその翌日）
- 配管の切替等で断水の発生する作業については、施設休館日又は上記営業時間外に実施すること。

8 一般事項

- 安全作業を心がけ、養生や注意を徹底し、災害の防止に務めること。
- 資材搬入及び搬出時間は、事前に打ち合わせを行うこと。
- 作業場所は、工事用標識を提示し、第三者が立ち入らないように、作業区分すること。
- 資材置き場、休憩場所、加工場所が必要な場合には、事前に協議を行い、場所を決定すること。
- 作業終了後には、清掃作業を行い、整理整頓を行うこと。
- 業務内容について、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

9 提出書類

- （１）工事費内訳書（落札金額に対応したもの）
- （２）工事工程表（契約締結後速やかに提出すること）
- （３）主任技術者等通知書（経歴証含む）
- （４）使用資材届

- (5) 工事完了通知書
- (6) 工事写真（施工前、施行過程、施工後）
- (7) 完成図
- (8) 各種保証書及び説明書
- (9) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (10) その他発注者が求める資料